

新羅官位制度(上)

三池, 賢一 / MIIKE, Ken-ichi

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

22

(開始ページ / Start Page)

15

(終了ページ / End Page)

33

(発行年 / Year)

1970-03-20

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00010897>

新羅官位制度 (上)

三 池 賢 一

位 名

新羅の官位制度は「三國史記」卷三 雜記に「(高麗王) 高麗王九年(西暦九百一十七年) 十七等を設けて三官と爲す」と記述する。また「羅王九年(西暦九百一十七年) 十七等を設けて三官と爲す」と記述する。

京 位 名	別 名
1 伊 伏 浚	伊罰干, 于伏浚, 角干, 角, 梁舒發翰, 舒弗邯。
2 伊 尺 浚	伊浚。
3 逆 浚	逆判, 蘇判。
4 波 珍 浚	海干, 破彌干。
5 大 阿 浚	— 從此至伊伏浚。唯真骨受之。他宗則否。—
6 阿 浚	阿尺浚, 梁阿。

(自重阿浚至四重阿浚。)

7 一 吉 浚	乙吉干。
8 沙 浚	薩浚, 沙咄干。
9 級 伏 浚	級浚, 及伏干。
10 大 奈 麻	大奈末。
(自重奈麻至九重奈麻。)	
11 奈 麻	奈末。
(自重奈麻至七重奈麻。)	
12 大 舍	韓舍。
13 舍 知	小舍。
14 吉 士 鳥	稽知, 吉次。
15 大 鳥 知	大鳥知。
16 小 鳥 知	小鳥知。
17 造 位	先沮知。

【数字は十七階の等級を示す。以下同じ。】

亦、同職官志上は、

大角干。或云大角太宗王七年。滅百濟論功。授大將軍金庚信大角干。於前十七位之上加之。非常位也。

太。大角干。或云太文武王八年。滅高句麗。授留守金庚信。以太

大角干。賞其元謀也。於前十七位及大角干之上加此位。以示殊尤之禮。

と二条を加える。さらに、職官志下には外位として、

文武王十四年。以六徒・真骨出居。然王京・九州。別稱官名。

其位視京位。

と云い、次の如く、外位及び相当京位を挙げる。

外位	曲	京位	外位	曲	京位
千	一	汝	千	八	汝
千	九	汝	千	十	汝
千	十	汝	千	十二	大
千	十一	汝	千	十四	大
千	十二	汝	千	十六	大
千	十三	汝	千	十八	大
千	十四	汝	千	二十	大
千	十五	汝	千	二十二	大
千	十六	汝	千	二十四	大

以上が「三国史記」職官志が伝える官位記事である。爰で京・外両官位の存在、両官位の成立年次、両官位の相互関係、京位の特殊位二階と十七等階が判る。但、これが新羅官位制の全貌では無いし、直に認め難いものである。先ず、儒理王九年に京位十七階が設けられたと認める者はいないであらう。実に「三国史記」職官志は誤脱が多い。爰に一例を示すと、外位の中、一伐と彼日

の間に一尺が欠けている如きである。即ち、職官志下の文武王十三年の百濟降人に対する内(京)位・外位授位の相当基準を伝える中に、

……外官。貴千本達率。……千本扞率。一伐本奈率。一尺本將徳。

と、一伐の下に一尺なる外位を置いている。これは同条、京位授位に、

……會知本扞率。幢本奈率。大鳥本將徳。

とみえ、百濟官位十六品として職官志下に引く、「北史」記事が、

……四品扞率。五品奈率。六品將徳。七品施徳。……

とする如く、一尺が百濟官位將徳を介して京位大鳥に対応する外位たることを想起させるであらう。さらに、万全を期するために、奈率に与えられた京位幢について略記してみる。

幢については、職官志上大日任典の項に、

幢六人。……位與調府史同。

と、亦、職官志下武官の項に、

着衿監。……位自幢至奈麻為之。

と出て来る。即ち、幢が職名。位階として併用されている。職名

幢は調府史が兵部史に同じとするから、その相当位階を先祖知(大舎とする。これは他の例から考えて、京位幢が先祖知(大舎の或る位階であることを想定させる。然も、職官志上は古官家典の職名幢に、「一云稽知。」と註記する。これは京位幢も稽知と云

い得ることを示す。従って、幢(稽知)吉士(吉次)たることを知る。とすれば、百濟人授位の京・外両位は順次対応して、一尺

の間に一尺が欠けている如きである。即ち、職官志下の文武王十三年の百濟降人に対する内(京)位・外位授位の相当基準を伝える中に、

も亦、大鳥に対応すること最早疑いなくであろう。即ち、職官志の脱漏である。これに依って、外位が一吉漁に相当する楸干から、順次一階毎に対応して十一階有ったことを知る。亦、百濟人授位条、百濟官位頃との矛盾も諒解される。

以上、「三国史記」職官志が伝える官位記事の不完全さを、同じ職官志の記事に依って例証したに過ぎない。職官志記事の詳細なる検討が必要であり、新羅官位制も亦、別途に考察せねばならぬこと明白である。

註

- (1) 「三国史記」羅紀儒理王九年条参照。同書紀年では西曆三二年、全くの伝説時代である。
- (2) 職官志下は百濟官位を「北史」から抄出している。従って、違つてはいないが、「北史」の記事とは異つている。「北史」列伝八二・百濟伝参照。
- (3) 職官志上調府項・兵部項。
- (4) 例えば、職名大舎の相当京位は舍知ノ奈麻、同舍知は、舍知ノ大舎の如きである。職官志上調府大舎条・同調府舍知条参照。これは調府に限つたことではない。
- (5) 末松保和著「新羅史の諸問題」所収「新羅幢停考」P 312
 〓314参照。

一

前述の如く、「三国史記」は職官志に京位十七等の設置を儒理王九年(三二)とする。亦、同書羅紀儒理王九年春条も同様記事

新羅官位制度(七)(三池)

である。だが、これを以って、直に十七等京位の成立とは認め難い。周知の如く、伝説時代であり、儒理王に仮託された伝承記事に過ぎない。真興王巡狩碑の一、「昌寧碑」(五六一年建立)には從駕した人名を列挙するが、その二・三例を挙げると、

沙喙刀下智及尺干。

漢城軍主喙竹夫智沙尺干。

西阿郡使大等喙北只智大奈末。

村主牟聡智述干。

の如く記載されている。即ち、上州行使大等(職名)・沙喙(部名)・宿欣(人名)・智(尊称)・及尺干(官位名)の順序である。人名の下に附するのが官位名たることは、大奈末・述干と既に前掲した職官志下¹⁾にみえるものを含んでおり、諒解されるであろう。然も、判読可能なるもの、大一伐干(一)・一伐干(一)・一尺干(四)・迺干(二)・一吉干(一)・沙尺干(八)・及尺干(一)・大奈末(三)・奈末(三)・大舎(二)・述干(二)である。即ち、京位十階と外位一階が確認される。爰に挙げる一伐干・一尺干が「三国史記」羅紀の伝説時代に現われる性格の官名でないことは、その員数によって、亦、大奈麻・大舎が職名でないことも、その記載方法によって明白である。尚、爰に見える一伐干は、伊伐漁を「三国史記」羅紀沽解王九年九月条に「伐漁と記する如く、伊〓一の通音借字、干が他の用例の如く、波珍漁〓破彌干、一吉漁〓乙吉干と、漁〓干(Khan)に依るから、伊伐漁である。同様一尺干〓伊尺漁、迺干〓迺漁、一吉干〓一吉漁、沙尺干〓沙尺漁である。沙尺漁〓沙漁たることは、伊尺漁〓伊漁、阿尺漁〓阿

漁と同じ略記方法に依る。及尺干は級・漁に通ず。及一級は Kenp である。及尺干の尺が伏・伐と表記されているが、伏は P_伏 (村邑) であり、伏は Pok⁽⁶⁾ である。

扱て、「昌寧碑」に依って、遅くとも五六一年以前には、職官志に記する京位が存在したと考えられるが、同じく真興王代の建立である「黄草嶺碑」「磨雲嶺碑」(共に五六八)、「北漢山碑」(五六八以後)には、さらに多数の人名・京位が認められる。次に前記四碑にみえる京位名を整理すると、左表の如くである。

	京位	昌	黄	磨	北	京位	昌	黄	磨	北
1	大角干	○				9 級伏漁	○	○	○	○
2	伊伏漁	○				10 大森藤	○	○	○	○
3	伊尺漁	○				11 森	○	○	○	○
4	垣漁	○				12 大舍	○	○	○	○
5	波珍漁					13 舍				
6	大阿漁		○			14 舍			○	
7	阿漁					15 吉				
8	一昔漁	○				16 大				
	沙	○				17 小				
	漁					進				
						位				

以上、十七階中、十二階を四碑に認め得る。さらに、特筆すべきは大一伐干(大角干)の存在である。これを追加すれば、京位全十九階中、十三階が確認されることとなる。大一伐干について

は後述する。

右、四碑は、亦、殆ど同時代に属する故、同一人名を含んでいる。例えば、

未智大奈末(北漢山碑)

未知天奈末(黄草嶺碑)

の如きである。特に位階の上昇を伝えるものがある。即ち、

碑利城主喙福登智沙尺干(昌寧碑)

喙部服冬知大阿干(黄草嶺碑)

の如くである。略々八年間で三階身している。さらに、「三国史記」羅紀真興王紀と校合すると、「磨雲嶺碑」に見える居札夫智伊干は大阿漁居柴夫(六年七月条)、「昌寧碑」の武力智迦干は阿漁武力(一四年七月条)、同碑の春夫智大奈末は阿漁春賦(一六年八月条)と散見される。既に真興王代官位制として確立されていたこと、最早、疑う余地は無かる。少くとも、吉士以上の京位は成立していたのである。

今、註記すべき点は、前記する如く、「昌寧碑」に屈珍智大。一伐干が見えることである。この人名は「三国史記」^{四卷}居柴夫伝中、真興王二年(五五二)の高句麗攻略軍將軍の一人、仇珍大角漁に当る。仇||屈は通音借字である。扱て、真興王に従った者として碑文に現われるから、大角干位が真興王代にあったことは事実としなければならぬが、「三国史記」には、職官志上は前述の如く、羅紀も武烈王二年一〇月条の大角漁金庚信⁽⁶⁾以前には大角干を見出出来ない。これを如何に理解すべきか。「三国史記」の脱漏・誤記とすること可能であるが、列伝に仇珍大角漁を採録し

ているから過失とは考えられない。両者を矛盾なく勘案して、次の如く解しておく。即ち、大角千位は未だ真興王代には官位として固定せず、角千位の至上者に与えられた尊称であったが、武烈王七年(六六〇)の百濟攻略の功勞者金庚信に叙するに当り、十七等階の上位に一階として位置付けたと。以上の如き説明を付する理由を挙げると、「昌寧碑」と職官志上の間、即ち、約一世紀間、一例も見出し得ず、字義からも一階を別つ必要を認めないし、後述するであろうが、「隋書」以下にも大角千位は欠けているからである。さらに、武烈王七年以後も十七等階と異なる位階であった。即ち、羅紀に見出されるのは金仁間・大幢と金庚信のみである。これが単なる位階ではなく、職官志上云う如く、非常位たることの証左である。尚、爰で太大大角千について触れておく。太大大角千位に関しては職官志上・羅紀共に一致して、文武王八年(六六八)に金庚信叙位を懸けて説明している。これ以前に太大大角千位を見出し得ないし、亦、以後も早い例として、金仁間への贈位が孝昭王代に行われているに過ぎない。従って、一応職官志上の記載を認めるしかない。殊尤の礼を示す非常位たること云うまでもない。

以上、大角千位は考慮するとしても、十三階が見出され、京位体系が遅くとも六世紀中葉に成立していることは立証し得た。では、その京位体系は何時設置されたのか。亦、新羅官位制の創設は何時か。当然ながら、これに先行する新羅の政治的変革が予測されなければならない。爰に、所謂中古の著しい發展が指摘される。即ち、法興王代の南境拓定・任那併合による版図の拡大であ

る。これが国内機構の再編成を促し、例挙するまでもなく、法興王四年の兵部・同一八年の上大等と、後世に王権を支えた中枢組織の出現をみる。特に、絶えて久しき对支那外交の再開が指摘される。即ち、「梁書」卷五四列伝新羅伝に、
普通二年。王募名秦始使。使隨百濟奉獻方物。
と云う。法興王八年(五二一)のことである。亦、「三国史記」羅紀法興王七年正月条は、
頒示律令。始制百官公服。朱紫之秩。
と記す。これに対応する同書卷三雜志「色服条は、
……法興王。始定六部人服色。尊卑之制。
と云い、

。法興王制。自太大大角千至大阿漚。紫衣。阿漚至級漚。緋衣。並牙笏。大奈麻・奈麻。青衣。大舍至先沮知。黄衣。

。伊漚・匝漚。錦冠。波珍漚・大阿漚・衿荷。緋冠。上堂・大奈麻・赤位大舍。組纓。

と説明する。今、その内容に触れることは止めるが、明かに法興王代が新羅の轉換期にあることを知る。然も、梁との接触が新羅の新体制移行を促している。とすれば、法興王代に、四碑に現われる京位体系の前身を求めること可能であり、官位制の創設時を究明すること可能であろう。略々六世紀初頭である。次節に法興王代の官位制を論証する。

註

(1) 真興王代の四碑については、「朝鮮金石総覧」上、「金石遺文」に依った。但、判読に当っては、今西龍著「新

羅史研究」所収の「新羅真興王巡狩管境碑考」、末松保和著「新羅史の諸問題」所収の「真興王磨雲嶺碑の発見」によつて校合した。

(2) 即ち、羅紀第一〜第三の部分にみえる、委以政事・兼知内外兵馬事の如き職掌を内包する伊伐浚・伊浚。これ等は同時に並立していない。

(3) 職名として、大奈麻は職官志上六部少監典に、大舎は同、調府等に、各々見える。

(4) 大奈麻(大奈末)の例は本文に示す如く、大舎の場合も、「書人、沙喙、等智、大舎」と現われる。

(5) 「三国史記」職官志上参照。尚、今西龍前掲書。

(6) 羅紀は武烈王七年には金庚信叙位を載せない。この点も、相互に矛盾している。

(7) 京位名中、大一伐干↓一伐干の關係と同様なものに、大阿浚↓阿浚・大奈麻↓奈麻・大舎↓舎知・大鳥↓小鳥がある。従つて、他の京位名も考察しなければならぬが、これらが分離成立した過程は、他の京位より遅いとみてよいし、爰に挙げる京位の分離も時期的に一致していない。

(8) 尚、「隋書」卷八十一列伝第四八東夷新羅伝は「其官有十七等。其一曰伊閏干。貴如相国。次伊尺干……」と記する。即ち、伊伐浚が最上位であり、その上階の存在は否定的である。

(9) 文武王七年八月・同八年六月・同一〇月・同九年の各条。

尚、他史料では、「聖徳王神鐘銘」中にみえる「上相大角干臣金崑」の如き例があり、全く他にない訳ではない。

(10) 文武王八年一〇月条。

(11) 「三国史記」卷四四・金仁問伝、尚、「三国史記」は他に例を残さない。

(12) 「三国史記」羅紀法興王十一年九月・同十九年の各条・同書卷三三雜志三地理一良州金海小京条・同康州咸安郡条。

(13) 「三国史記」羅紀法興王四年四月条・同職官志上兵部条。

(14) 「三国史記」羅紀法興王一八年四月条・同職官志上上等条。

(15) 法興王(五一四〜五四〇)・真興王(五四〇〜五七六)の治世である。

二

然らば、法興王代の官位は如何なるものであったか。爰に「梁書」が前掲した朝貢記事に懸けて説明する一文がある。即ち、其官名有子賁早支・齊早支・謁早支・壹告支・奇貝早支。

の記事である。尚、「南史」では齊早支の前に沓早支を加え、沓告支を沓吉支とする。さらに、推量すれば、沓吉支は沓吉早支の脱漏による誤記であろう。

扱て、爰に六等級の官位名らしきものがみえるが、既に研究ある如く、前掲の京位の各々に対応している。即ち、

田	名	京	立	名	田	名	京	立	名
1	子實早女	伊	袋	袋	2	(壹早女)	伊	尺	袋
3	齊早女	祖	袋	袋	5	曙早女	阿	袋	袋
6	志(早)女	一	袋	袋	9	赤良早女	發	袋	袋

となる。これらが旧表記法による官位名たること、次の京位十七階の直接の前身たること明白である。亦、法興王時代にあった官位たることも認め得るであろう。だが、この官位名を単に表記法の違いのみで説明すること不十分である。兩者の間には年代的差異は云うに及ばず、内容的にも相異する面がある。依って、以下、兩者を対比考察してみる。今、「梁書」「南史」にみえる方を旧官位、「三国史記」以下に挙げるものを新官位としておく。

先ず、支那史料に現われるところを辿ってみると、「太平御覽」の如く、後世の史書が旧官位名・新官位名を併記している。同書は「南史」「北史」を引いているが、今、その原典に依ると、即ち、「南史」卷七九列伝第 六九夷籍下 新羅伝は、

梁普通二年。王姓募名秦。始使隨百濟奉獻方物。……其官名有子實早支・壹早支・齊早支・謁早支・壹吉支・奇貝早支。

と、「北史」卷九四列伝第 八二新羅下 新羅伝は、

以隋開皇十四年。遣使貢方物。……其官有十七等。一曰伊罰干。貴如相國。次伊尺干。次迎干。次破彌干。次大阿尺干。次阿尺干。次乙吉干。次沙咄干。次及伏干。次大奈摩干。次奈摩。次大舍。次小舍。次吉士。次大烏。次小烏。次造位。

新羅官位制度(七) (三池)

	梁	書	碑	文	隋	書	職	官	志
1	子實早女	大	一	袋	千	伊	尺	袋	袋
2	(志早女)	一	尺	千	伊	尺	伊	尺	袋
3	齊早女	祖	千	千	祖	千	祖	袋	袋

と説く。「南史」は「梁書」に従い、「北史」は「隋書」を受けている。即ち、旧官位は南朝に、他者は北朝に伝承されたのである。その理由は兩者が各々朝貢を介して伝聞されたことにある。しかし、単に右の事由のみではなく、その伝聞された官位制が著しく変化していた故でもあろう。前者は梁普通二年(五二二)に、後者は隋開皇一四年(真平王一六年・五九四)に懸ける。故に、兩者の間は約七〇年の開きがある。尚、「北史」に示された十七階は職官志上の十七階に一致するから、真平王代に十七等京位は完成されていたことになる。従って、真興王期を挿み、法興王と真平王期に官位制が整備されたこと疑いないが、四碑の伝える官位と「北史」の官位は全く同系統に属するから、新官位と看做すと、旧官位と新官位の間、約三〇年の差である。即ち、この三〇年間に新官位への転換があったとしてよい。その後、真平王代に至る間、逐次修正を加えて、真平王代に固定したとも理解されよう。即ち、法興王代に始まる官位体制は数度の改変を経て、年次を降るに従い、細分されて真平王代には十七階(十八階)に定着している。今、これを表示すれば、左の如くである。

4			波	波	波	波	波
5	大	阿	阿	阿	阿	阿	波
6	調	一	乙	一	一	一	波
7	(危古(早)支)	古	古	古	古	古	波
8		沙	沙	沙	沙	沙	波
9	奇	尺	及	及	及	及	波
10	貝	大	大	大	大	大	波
11	早	奈	奈	奈	奈	奈	波
12	支	大	大	大	大	大	波
13		奈	奈	奈	奈	奈	波
14		大	大	大	大	大	波
15		小	小	小	小	小	波
16		會	會	會	會	會	波
17		之	之	之	之	之	波

右表から、法興王と眞平王間に於ける京位整備の方向を迎へること可能であろう。先ず、大角千位が眞興王期に現われる。但、「隋書」以下では伊弉干を「貴如相國」と云い、大角千位を載せない。これに依つて、大角千位が他と異り、特殊階たることを知る。次に、1～9の部分、即ち、某十干(早支・波)階では、1～3・7・9は法興王代(旧官位)の継承である。5・6は本来

一階(阿波)であったものが分化したと解して大差なからう。碑文に阿干が見えぬが、これは從駕の者に阿干が居なかつた故か、もしくは、欠落部分に隠れた故であらう。4・8は各々眞平王期・眞興王期に現われるが、京位名成立上の特殊性と見るより、寧ろ、史料の脱漏と見てよからう。略々1～9の所謂干群位階が、他に先行して法興王代に成立していたことになる。即ち、「梁書」の旧官位が全て干群京位たること特筆されなければならぬ。次で、眞興王代に10～14が、眞平王代に15～17が追加されている如くである。総じて、史料の不完全さは認めねばならぬが、上級位階が下級位階に先行して成立している。官位制の成立事情を物語る一面であらう。

以上、旧官位と新官位の差異は、年次的に三〇年の開きを有し、位階数が六階(九階)と十七階(十八階)であり、その中間(眞興王期)に十五階(十六階)を想定せしめている。然らば、前節に述ぶる如く、法興王七年(五二〇)の記事に仮託して、この旧官位を認め、官位制成立を容認するとしても、暫く、旧官位たる干群京位の考察を必要とする。

扱て、「梁書」に伝える某早支の表記は、既に説ある如く、正しくは「日本書紀」に、

(神功撰政前紀・10)

徵叱己知波珍干岐。

(継体23・4)

上臣伊叱夫禮智干岐。とみえる干岐(≡早岐) Khan-ki である。「古事記」下允恭天皇殿にみえる「金波鎮漢紀武」Khan-kin は最も良く古音を伝えるものであらう。爰に注意されるのは上臣伊叱夫礼智干岐が、周

知の如く、「三国史記」羅紀智証王・真興王兩紀に見え、亦、列伝を残す異斯夫たる点である。異斯夫は、その所伝の如く、確認される生存年代（五〇五→六〇一）を容認出来ぬが、略々継体天皇二三年（五二九）前後の实在を認められる。即ち、法興王代の人物である。とすれば、その身分表示「干岐」は考慮されなければならぬ。確に「日本書紀」は、その註記に「一本云。伊叱夫禮知奈末。」と云うが、亦、干岐を王族の称号等に考える説もあるが、一考を要する。今、干岐（早岐）史料を「日本書紀」に求めると、確實な年代では、任那關係記事に集中して現われる。最も一般的には、「任那早岐等」「諸早岐」の如くであるが、具体的には、欽明天皇二年四月条の任那再建会同列席者が指摘される。即ち、

- a 安羅次早岐夷吞奚・大不孫・久取柔利。
- b 加羅上首位古殿奚。
- c 卒麻早岐。
- d 散半奚早岐兒。
- e 多羅下早岐夷他。
- f 斯二岐早岐兒。
- g 子他早岐。

の七ヶ国人士の会同である。爰に挙げる安羅以下の国名が任那諸国の国名たること説明を要しないであろう。この内に早岐・次早岐・下早岐・上首位の身分表示が見えるが、早岐の場合、人名を付していない。即ち、早岐が某国の特定唯一人を示すことに他ならない。逆に、他の身分表示は複数に存在していたことになる。

新羅官位制度（上）（三池）

安羅の例が挙げられよう。さらに、欽明天皇五年一月条に、再度の会同を伝える。その参加者は、

- イ 安羅下早岐大不孫・久取柔利。
- ロ 加羅上首位古殿奚。
- ハ 卒麻君。
- ニ 斯二奚君。
- ホ 散半奚君兒。

（多羅上首位訖乾智。

- ト 子他早岐。
- チ 久嵯早岐。

以上である。爰でも、早岐・下早岐・上首位は同じくみえ、しかも、人名を付するのは上首位・下早岐のみである。注意すべきは、君の用例である。即ち、c・d・fに早岐とある部分が、ハ・ホ・ニと、国名対応して、君に置き代えられている。君が某国の特定人物を示すこと明かである。とすれば、早岐君が国主たること疑問の余地はなからう。「日本書紀」の他の部分に、

- 卓淳王末錦早岐。 (神功46・3)
- 加羅國王已本早岐。 (〃 62 註)
- 任那王己能末多干岐。 (継体23・4)

とみえる記載が干岐（早岐）に導かれて、國王・王を付記している点、合点されよう。

然らば、干岐・早岐、即ち、干岐anが君・長の義たること容認される。次に、上首位は後の機会に期するとして、次早岐・下早岐に及ぶ必要がある。次早岐が下早岐と同義たること、前掲

史料に認められる。即ち、欽明天皇二年四月条に、安羅次早岐三名を挙げ、同五年一月条が、同国下早岐二名を挙げるが、両者に同一人物である大不孫・久取柔利が確認される故である。従つて、次早岐⇓下早岐とすると、下早岐は、安羅・多羅に見えるから、任那諸国には一般的に存在した称号とみてよい。少くとも、数ヶ国にあつたと云える。しかも、早岐と対応していること明白である。では、下早岐の下を如何に解すべきか。下 *ar-ris* は階層的上・下を示すに止まらず、南・前の義がある。とすれば、階層的上下関係より、地理的、並列的にみること普遍的ではあるまいか。即ち、早岐に並ぶ地位身分として、下早岐(次早岐)を認め、原義的には君・長に他ならないと解釈する。少くとも、単なる官職名とは認め難い。

以上、欽明朝初期(五四〇年代)に於ける任那諸国の身分表示を「日本書紀」に追究したが、これによつて、早岐(干岐)が君長の意たること認め得たであろう。早岐が一国の首長たること、換言すれば邑落の長に他ならない。これは新羅の干岐⇓早支⇓干にも通じよう。その事由は、著名な「三国志」魏書韓伝の一文にある。即ち、

弁辰。與辰韓雜居。亦有城郭。衣服居處與辰韓同。言語法俗相似。……

である。往古の辰韓・弁辰が殆ど言語・風俗を一にしていたことを伝える。亦、「三国遺事」の駕洛国記は職制通することを伝える。即ち、

…取鷄林職儀。置角干・阿叱干・級干之秩。

と云う。勿論、この説明自体に信憑性は無いが、曾つて、原初的職制が共通したことを思わしめる。さらに一言すれば、「三国志」魏書韓伝の記述が、辰韓・弁辰の区分を甚だしく不明確にする点である。実質的には、社会構造は云うに及ばず、その政治組織も大同小異と考えられる。

右の如き辰韓・弁辰を考慮すれば、その後身たる新羅と任那諸国の間に、曾つて共通する政治機構を想定すること可能であろう。爰に問題とする六世紀前期にあつては、一は既に統一政体の下に原始国家から古代国家へ脱皮しており、他は他律的に把握される邑落国家群に過ぎない。従つて、当時にあつては両者の政治諸体制は異質のものである。しかし、任那諸国に、その原初的機構が、より強く残存しているであろう。亦、任那諸国の制度が曾つての新羅の残映とみることも出来よう。とすれば、欽明朝に見える早岐は、曾つて、新羅にも行われた身分表示としてよからう。即ち、伊叱夫礼干岐が、これを伝える最後期のものとみる。この新羅に於ける干岐が「梁書」の某早支より素型に近いこと云うまでもなからう。亦、これが官位まで組織付けられる以前の身分表示たること説明を要しまい。

以上の推考に依つて、「梁書」の官位(旧官位)が新羅官位制の創草期のものたること認め得るであろう。その時期は法興王七年(五二〇)に置いて大過ない。しかも、旧邑落の首長を序列付け、新羅王権の下に組織付けるための官位制であつたこと略々疑いない。さらに、これが実際には八階(九階)であつたとみることが出来るであろう。付言すれば、この官位制の前提にあるのは、

旧辰韓領域内の邑落首長であったし、亦、その官位名も、この領域内の称をもって当てたとしなければなるまい。旧官位成立時の新羅版図に依って規制される範囲内にある。尚、この旧官位群は、そのまま新羅京位の中に、干群京位として継承され、上級京位を構成したのである。これは官位制の発達が旧官位制定目的の延長上に進行しなかつた故である。後節に詳述するであろう。

扱て、旧官位の成立過程は右に諒解されたであろう。即ち、その前身を早岐(干岐)にありとし、邑落の首長とした。では、これを新羅官位に求め得るであろうか。旧官位名を継承した干群京位九階についてみてみる。

まず、干・浚・早支・早岐・干岐が同一語義を写したことは認め得た。即ち、君長である。次に、1~9を整理してみる。⁽¹²⁾

京位名	某伐干群	某尺干群	備考
1 伊 伐 浚	一 伐 干	一 尺 干	伐=ptr
2 伊 尺 浚			
3 迺 波 浚	(伐 早)		殺柔(邑栗詰)
4 大 阿 浚		大 阿 尺 干	珍=lor
5 阿 吉 浚		尺 尺 干	
6 阿 一 浚		沙 尺 干	
7 沙 浚		及 尺 干	kir=城
8 一 浚			
9 殺 浚			

新羅官位制度(十七) (三遊)

右表中、某尺干と記されるもの、職官志上以下の記事を校合すると、五階の京位名に見える。尺は、今西龍氏に依れば、「シナ」(色・科)とし、品・階・位とみている。⁽¹³⁾だが、9級伐浚が「昌寧碑」等に及尺干と見え、「通典」⁽¹⁴⁾に及伐干とあるから、尺は伐に置換すること可能であろう。とすれば、2・5・6・8の四階の官位名も、某伐干としてよからう。従って、1一伐干と共に、九階中の六京位名が、某伐干で現わされることになる。この中、5・6は前述した如く、本来は一階(阿尺干)が分化した例であり、1・2も全く同義となるから、本来は一階から出現しているかも知れない。但、この場合、大・(小)への分化と異なるから、さらに古い例(官位制前の分化)かも知れない。では、六京位名に認められる伐は何か。周知の如く、火・夫里。卑離とも借字される ptr である。⁽¹⁵⁾次に、4波珍浚の場合。珍は達・等・突の如く借字される lor である。⁽¹⁶⁾亦、波珍=本彼とする説もある。⁽¹⁷⁾さらに、「日本書紀」が、同一人物の身分表示を、

微叱已知波珍干岐

(神功撰政前紀・10)

微叱許智伐早

(神功5・3)

とするから、波珍は伐とも解し得る。以上 ptr, lor 共に聚落・邑落を示すから、七階の官位名が邑落の首長を意味することになる。次に、7一吉浚の吉(kir)は城・今・錦に通ずる。⁽¹⁸⁾3迺浚は、迺(Can)、蘇判の蘇(so)に依り、今西龍氏に依れば、「三國志」魏書韓伝の殺柔かとする。とすれば、両者とも邑落と無関係ではない。即ち、新羅官位(干群京位)名は、早岐と同様に、邑落首長の意を内包していることになる。やはり、邑落首長を対

象とした身分制に始まるとみてよからう。

註

- (1) 今西龍「新羅官位号考」(前掲書)、末松保和「梁書新羅伝考」(前掲書)。
 (2) 卷七八一・四夷部二・新羅伝。
 (3) 卷八一・列伝第四六東夷・新羅伝。
 (4) 註(1)参照。
 (5) 丸山二郎「標註古事記」は金(姓)波鎮(爵位)干岐(王族称号)武(名)とする。しかし、姓名の間に官爵を入れる表記方法は例がなく、武を名とは解し難い。総督府編「朝鮮史」第一編第二巻に従う。
 (6) 羅紀智證王六年二月・同一三年六月・真興王二年三月・同六年七月・同一一年三月・同二年三月九月・卷四四列伝四。岩波古典文学大系「日本書紀」下巻P41参照。
 (7) 奈末については後述する。王族称号については、註(5)。
 (8) 欽明天皇二年四月・同五年一月・同六年九月条等。亦、欽明天皇四年一二月条には「國國早岐等」の如き例あり。
 (9) 岩波古典文学大系「日本書紀」は上首位・下早岐を官職名の如く解している。下巻P69。
 (10) この記事は首露王に懸けられ、二世紀頃の話になっている。亦、官名も新しい記載である。従って、後世の伝承説話と見てよい。但、「三国史記」羅紀婆娑王二十三年八月条の説話等と共に、往古の新羅(辰韓)と金官国(弁辰諸国)の関係を端的に示すものと考えられる。

- (11) 例えば、「弁辰。亦十二國。又有諸別邑。各有渠帥。大者名臣智。……次有殺奚。次有邑借。」と云い、辰韓・弁辰合計二十四國を順不同に列記する如きである。末松保和「新羅建国考」は、三韓区分の具体的な根底は、渠浪・帶方との直接乃至間接の、政治的・經濟的關係の相違とみている(前掲書P131)。
 (12) 当表の京位名は「隋書」「通典」「日本書紀」「昌寧碑」による。
 (13) 前掲論文。
 (14) 卷一八五・辺防一・東夷上・新羅伝。
 (15) 三品彰英「日本書紀朝鮮關係記事考證」上巻P14参照。
 (16) 前掲恭作「三韓古地名考補正」P13参照。
 (17) 今西龍前掲論文。
 (18) 〃 尚、昌寧碑は現代朝鮮語では道の意である。
 (19) 〃

三

前節に旧官位(干群京位)の成立について考察を加えたが、旧官位が真興王代の「昌寧碑」以降に現われる新官位と異なる点を指摘しておいた。その事由は旧官位が1~9の所謂干群京位のみに限定されており、新官位が10以下を含むことにある。そこで、10大奈麻以下の京位の成立過程を追究してみる。

扱て、10大奈麻~17造位の八階は、二分して理解されねばならない。即ち、10大奈麻~14吉士と15大烏~17造位である。その根

扱は前者が諸史料に確認されるのに対し、後者が殆ど現われぬことにある。亦、前者が真興王代の「昌寧碑」以下に見え、後者が「隋書」を待たねばならぬ点である。これは前者が、法興王七年以降、真興王三〇年以前に成立したのに対し、後者が、真興王代以後、真平王代以前の或る時期の成立たることを思わしめる。以下に両者を区別して考察を進める。先ず、八階を確認しておく。

A	京位名	B	京位名
10	大奈麻	15	大鳥
11	奈麻	16	小鳥
12	大舍	17	迺位
13	舍知		先祖知
14	吉士		

奈麻(na-mar) 舍知(mar-ti) 大鳥 小鳥 迺位 先祖知
 大舍 舍知(mar-ti) 大鳥 小鳥 迺位 先祖知
 大舍 舍知(mar-ti) 大鳥 小鳥 迺位 先祖知
 大舍 舍知(mar-ti) 大鳥 小鳥 迺位 先祖知

前述の如く、右表A群京位は、真興王代には確実に成立していた。而して、前節に記する如く、「日本書紀」継体天皇紀は伊叱夫礼知奈末を伝える。然らば、A群京位は干群京位と同時期に成立したのであろうか。確に「日本書紀」の対応年代には、これらが確認される。例えば、

- a 夫智奈麻禮 (継体23・3)
- b 奚奈麻禮 (〃)
- c 彌至己知奈末 (欽明21・9)
- d 奴氏大舍 (〃 22)
- e 枳叱政奈末 (敏達8・10)

新羅官位制度(上) (三池)

- f 安刀奈末 (〃 11・10)
 - g 失消奈末 (〃 11・10)
- 前掲した「三國史記」色服志の冠制規定は、
 伊儉・匣儉。錦冠。波珍儉・大阿儉・衿荷。緋冠。上堂・大奈麻・赤位大舍。組纓。

と載せる。これに依って、法興王代には、大奈麻・奈麻・大舍等の称があつたとなければならない。しかし、今、職官志を勘案すれば、直に京位名とは云い難い。即ち、A群京位名が官職名としても散見されることである。職官志上に列挙される官司中、一例を示すと、

執事省	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
中侍																	
典大等																	
大舍																	
舍知																	
中																	

右表の如く、執事省の三・四等官として、大舍・舍知が確認される。然も、その相当位階は、各々大舍・舍知を含む。これは単に執事省に限ることではなく、一般的に各官司に認められる。所謂上級官司(某部・某府)は、略々執事省と同一組織であり、大舍・舍知も同様に現われる。亦、中・下級官司(某署・某典等)に

於いては、例えば、

○典記署。属禮部。…監一人。…大舍二人。真徳王五年置。位自舍知至奈麻爲之。

○直徒典。大舍六人。舍知八人。史二十六人。

○監典。大舍二人。舍知二人。史四人。都官四人。從舍知二人。樂子無定数。

の如く確認される。他のA群京位名も特殊官司に見出し得る。先ず、大奈麻は、

○六部少監典。…梁部・沙梁部監郎各一人。大奈麻各一人。大舍各二人。…

の如く、吉士の場合は、前述した如く、異称(幢・稽知)ではあるが、

○兵部。…弩幢一人。文武王十一年置。景德王改爲小司兵。惠恭王復故。位與史同。

○大日任典。…幢六人。景德王改爲小典事。後復故。位與調府史同。都事稽知六人。都謁稽知六人。都引稽知五人。…

の如きである。幢(稽知)の場合、相当京位を史と同じとする。即ち、一般的には史として各官司に存在した官職に他ならない。

亦、大奈麻は某署・某典に見える監(佐)の相当京位が奈麻と大奈麻たる点、大舍等の例が示す如く、官職名と京位名の相互関係

を考慮すると、監(佐)に通ずる官職名である。以上、大奈麻・吉士(幢・稽知)も大舍・舍知と同様に一般的に各官司に存在して

いたと云える。即ち、景德王代前後(八世紀中葉)の実情を語ると云われる職官志に依って、A群京位名が官職名であった可能

性が考慮されるであろう。既に、大奈麻・大舍・舍知・吉士(幢・稽知)の職名・職階は監(佐)・大舍・舍知・史の如く転換しているが、古制の残存と解されるのである。その一は、大奈麻・幢(稽知)を伝える官司が、次の如く出てくる点にある。

- a 兵部(弩幢)
- b 大日任典(都事稽知・都謁稽知・都引稽知・幢)
- c 六部少監典(大奈麻・監幢)
- d 古官家典(幢)
- e 永興寺成典(大奈麻)

以上であが、d古官家典(不明)を除く四官司は、性格的に古い官司に属する。即ち、a兵部は「三國史記」羅紀に云う如く、法興王四年四月の設置である。b・cは共に六部に關係ある官司である。大日任典の設置は武烈王四年(六五七)と新しいが、六部の存在は古く法興王代を溯る。亦、眞平王一三年(五九一)建碑の「第三南山新城碑」には、「部監」なる六部少監典(六部監典)に關係あると思われる官職名を残しており、六部少監典は、これ以前に成立している如くである。e永興寺成典は他の寺院關係官司に通ずる。

その二は、永興寺成典を含む寺院關係官司が伝える官司組織である。今、最も整備された四天王寺成典を挙げると、次表の如くである。()に示したのは改名例であるが、相当京位が示す如く、他官司の令以下に対応すること明白である。亦、赤位・青位は記載方法を考慮すれば、同一の相当京位にあり、他官司の大舍に通ずる。さらに、前掲冠制記事の例が示す如く、赤位||赤位

官職名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
衿 荷 臣																	
堂																	
位																	
赤 位																	
青 位																	
史																	

大舎と解され、各々赤位大舎・青位大舎の略記と云える。即ち、爰に示めされる職階・職名は、衿荷臣・上堂・赤位大舎（青位大舎）・史となるが、これは前掲の法興王時制定の冠制記事に現われる。衿荷・上堂・赤位大舎に一致する。以上の傍証に依つて、最早、これら官司に残存する官職名が法興王代以来の古官制に依ること疑いなし。逆に、冠制記事に見える衿荷以下が官位名でなくとも明白である。今、前掲の諸史料を校合して、法興王代官

古官職名	相当	京位	色服記事	新官職名
衿 荷 臣	波珍波、大阿波	阿波	紫衣、緋衣、組纓	令 卿
上 大 赤位	阿波～殺伐波	大奈麻(奈麻)	緋衣、青衣、黄衣、	大 命
大 赤位	大	大	”	大 命
青 位	大	大	”	大 命
吉 士(嬪)	吉	吉	”	吉 士

新羅官位制度(上) (三三三)

を復元すると、略々前表の如くである。制尚、衿荷臣の上に、上大等(大等)官があり、逆食以上(紫衣・錦冠)に対応すると考えられる。亦、他に数種の官職名が考慮されるが、爰には省略する。

扱て、以上の考察に依つて、大奈麻・大舎・舎知・吉士は、法興王代に官職名として存在したこと明かとなった。亦、奈麻も官職名たり得たことが考慮される。とすれば、A群京位は、本来官職名として使用され、法興王七年以降、真興王二〇年代以前に、整備固定化が進行し、官位名に転換したと解される。然も、真興王代(五四〇年代以後)の可能性が強いであろう。これはA群京位が干群京位と異なる次元に成立したことに他ならない。そこで、官位名の原義を別途に追究してみる必要がある。

A群京位名は、一見すれば判る如く、三分して理解し得る。即ち、10大奈麻・11奈麻、12大舎・13舎知、14吉士である。だが、既に研究ある如く、奈麻(奈麻礼・奈末・奈末智) na-mar-xi・舎知 mar-xi と同音文字たることが指摘され、10・13は同一語源 mar-xi の二重分化とされる。従つて、A群京位名は mar-xi と吉士 ki-sa に二分して説明される。依つて、mar-xi から考察を進める。

先ず、語尾 xi であるが、xi (知・智) は全ての京位名に指摘される。10・11は奈末智、12・13は舎知、14は別名稽知に依つて、B群京位名も、15・16は鳥知、17は先沮知の如くである。亦、干群京位名も例外ではない。即ち、「日本書紀」神功皇后摂政前紀割註が、「新羅王字流助富利智干」と伝える如くである。さらに、

「昌寧碑」以下に見える如く、人名にも付されている。従つて、知・智(智)を特に考慮する必要は認めないが、以下、簡単に述べてみる。即ち、第一の指摘として、干群京位名には知(智)が消失しているのに対し、それ以下では後世まで残存したことを挙げ得る。これは干と知(智)が殆ど同儀に使用された時期があり、干の付加に依つて、知(智)が省略されたことを思わしめる。干は君長の意であり、知(智)は尊称であるが、知(智)も尊称となる以前、これに近い意味を持つていたのではなからうか。爰で指摘されるのは、「三国志」韓佗奔辰の記事にある各邑渠帥の称号たる「臣智」「日本書紀」崇神天皇六年七月条の「蘇那曷叱知」である。即ち、原義は「村長」「邑落の首長」であつたらう。

次に、har であるが、頭・首・楸・宗・棟・庁等の義に通ずる。従つて、家長的・祭祀者の性格を有する者と解される。では、この har 階層は如何なる機構内にあつたか。史料性は欠くが、伝承説話等に依るしかない。先ず、「三国史記」羅紀訥祇麻立干即位紀に、金大問の説として、

麻立者。方言謂楸也。楸謂誠操。准位而置。則王楸為主。臣楸例於下。因以名之。

と、麻立干号の由来を載せる一文が指摘される。勿論、これは付会の説であつて、麻立干号については説がある。だが、爰に云う麻立干が har 干と訓み得た点は考慮さるべきであらう。即ち、har 階層の首長として、金大問は麻立干 || har 干と説明したのである。従つて、麻立干号成立の真否とは別に、王権を支える階

層として har を理解すること可能であらう。爰に或る組織体を想定し得るのではなからうか。これを直に「新唐書」卷三〇東夷列伝二四五新羅伝に、

事必與衆議。號和白。一人異則罷。

と云う和白に結び付けることには疑義がある。だが、これを原初的な組織として描くこと可能と思う。そこで注意されるのは「三国史記」以下に伝える、始祖赫居世出現に関する伝承である。即ち、闊川岸上に六村の民を率いて会同する六村の長達と、これを奨導する如く描かれる高墟村長蘇伐公の結合体が想起される。前者を har 階層、後者を har の首長(祭祀集団の長)に比定し、王権の中核組織とし得るであらう。伝説時代に属する故、推量の域を出ぬ嫌はあるが、これが容認されるならば、har は政治的地域集団の主たる喙部(及梁部)内に求め得ると思う。何故ならば、六村は忠実でもなく、六部の前身でもないが、及梁部 || 本来の喙は沙梁部(新付の喙)に対する地域集団であつて、雞林 EMH. SPEIL 辰韓斯盧国に他ならず、斯盧は、「三国志」魏書韓佗奔辰の記事に明示される如く、数個の村落の集合体に他ならぬからである。但、この har 組織が職制機構として重視されるのは、辰韓斯盧国が新羅の中に、政治的地域集団(喙部)として自覚されて後、換言すれば、沙喙部との二部制が成立して以後にあるであらう。詳述しないが、麻立干号が四世紀後期〜六世紀初頭に懸けられ、沙喙部の成立も略々四世紀に求め得るならば、har が二重分化し、法興王代に職制として整備される過程を設定し得ると考える。尚、har の分化は官位名転換以前にあるが、分化の下

向性が指摘し得る如くである。その一は、奈麻礼が音借に対し、舎知が訓借たる点、然も、支那官職名との共通性を指摘し得ることである。その二は、大奈麻・大舎が法興王代官制に具体的に指摘し得るのに対し、奈麻・舎知が具体性を以って確認し得ず、奈麻に至っては京位名としてのみ現われる点である。

14 吉士 *Kishi* に関しては、纏に7一吉漁との共通性を挙げ得るに過ぎない。但、考察の一助として、「日本書紀」に、

- a 難波吉士 日香香 (雄略14・4)
- b 吉士老 (雄略23・3)
- c 調吉士 伊企儼 (欽明23・7)
- d 小黒吉士 (敏達6・5)

の如く現われる、敬称(吉師)から転じた姓吉士がある。この吉士を称するものに三流ある。(1)難波吉士(難波忌寸・難波連)。(2)調吉士(調連)。(3)三宅吉士(三宅連)である。(1)難波吉士は単に吉士としても現われるが、最も著名である。「新撰姓氏録」右京諸蕃下は、「難波連。出自高麗国好太王也。」と云う。半島政策に關連して活動する。(2)調吉士は、同書左京諸蕃下に「調連。水海道同祖。百濟国努理使主之後也。」とある。(3)三宅吉士は、同書右京諸蕃下に「三宅連。新羅国王子天日粹命之後也。」とみえる。その伝承の可否は別として、これら吉士を称する氏族が半島帰化系を伝える故に、吉士も半島系の語であり、本来の称号であった可能性がある。特に、難波吉士(吉士)が、任那経営に關連して現われる点、加羅地域との關連が強調される。今、今西・井上両氏の示唆に従えば、小村落の首長を示す如くである。だが、

一吉漁と吉士は殆ど同義であって、両者の関係は定かでない。吉士城とすれば、新羅外に発生を持つことになるから、来附の新旧、もしくは、村邑の大小に關係あるかも知れぬ。以上の如く、吉士は法興王代以後に官職名として確認される。従って、次のB群京位名と同様、極めて新しい官位名と見ることも出来るであらう。

扱って、これに対して、B群京位名は如何に理解すべきか。B群京位名も同じく、15・16(大烏知・小烏知2)と17造位に二分される。だが、残念ながら具体的に史料に現われてこない。纏に、真平王一三年建碑の「第三南山新城碑」が、築城工人中に、大烏・小烏の京位を伝えるのみである。従って、真平王代初期にB群京位は成立していたことになるが、新羅内に由来を求め難い。そこで、他に求めると、高句麗の官位名が指摘される。今、略々六世紀後期のものを伝えるであらう、「隋書」卷八一列伝 高麗 依に依ると、次の十二等が見える。即ち、

Ⅰ	大大兄	Ⅳ	对盧	Ⅶ	大大使者	Ⅹ	騎者
Ⅱ	大兄	Ⅴ	意疾著	Ⅷ	大使者	Ⅺ	驛屬
Ⅲ	小兄	Ⅵ	烏担 ※	Ⅸ	小使者	Ⅻ	仙人 ※

である。高句麗の官位名は、時代・諸書に依って混乱があるが、爰に、第六位烏拙・第一二位仙人が注意される。前者は「新唐書」等には見えぬが、「三國志」魏書高句麗伝の第六位優台であらう。後者は、前掲両書には先人と現われる。各々烏知・先沮知に対応する如くである。尚、造位は、日本の進位・初位2)、高句麗の自位と

同じく、漢語そのままに解して大過なかるう。従って、後代の表記である。職官志は官位相当を示すに、全て、先沮知とし、造位を書かない。

以上、10大奈麻以下の京位名に考察を加えたが、*har* 群京位以外は、法興王代以降の各時期に、或いは官職名として、或いは官位名として吸収されたものであって、余り新羅の身分体系に規制されていない。これに対して、*har* 群京位名は、新羅本来の身分制に強い関連性を有しており、干群京位名と共に、新羅官位制に重要な問題を含んでいる。(未完)

(S 44・7・25)

註

- (1) 最も普遍的な例として、栗府を挙げると、令(伊伐漁)大阿漁)・卿(阿漁)奈麻)・大舍(奈麻)舍知)・舍知(大舍)舍知)・史(大舍)先沮知)である。
- (2) 職官志上典祀署・彩典等に監が、司正府・左右理方府等に佐が見える。
- (3) 末松保和「新羅六部考」(前掲書P 237~241)。追記すれば、大日任典(合典京府)・典色署(改典京府)と職官志上に云う。従って、大日任典も六部に関連する。
- (4) 同組織の官司を列挙すれば、上記の他に、奉聖寺成典・感恩寺成典・奉徳寺成典・奉恩寺成典・靈廟寺成典がある。寺院関係以外では永昌宮成典・位和府がある。
- (5) 武田幸男「新羅の骨品体制社会」(「歴史学研究」229号P 5~6)参照。尚、大舍・舍知は、多く某大舍・某舍知の如き官職名をとる。
- (6) 職官志下諸軍官、將軍条の如く、相当京位を示す為に、官位の如く用いた例がある。「將軍……位真骨上堂至上臣為之。」
- (7) 上大等(大等)については末松保和「新羅鐘停考」附説・上大等について(前掲書P 319~323)。尚、後に記す*har*組織との関連を指摘しておく。四世紀後期以降、*har*系官制の上に大等(高句麗對廬)系官職名が追加されたのはあるまいか。
- (8) 末松保和「梁書新羅伝考」(前掲書)・今西龍「新羅官位号考」(前掲書)・三品彰英「骨品制社会」(「古代史講座」七)
- (9) 「日本書紀」推古天皇三十一年七月条。
- (10) 附記すると、吉士そのものも \square を含んでいる。吉士 \parallel 吉之 \parallel 吉次に依る。
- (11) 本文の如き表示の他に、夫智(夫知) (「昌寧碑」・「黄草嶺碑」他)・次(「南山新城碑」等)・之(同)がある。三品彰英「『日本書紀』朝鮮関係記事考証」上巻P 11~13、参照。
- (12) 末松保和「新羅上古世系考」(前掲書P 61~62)。尚、麻立干を \square 干とし、和臼に結び付けて説明するのは、三品彰英「麻立干の原義をたづねて」(「朝鮮学報」13輯)である。
- (13) 他に和白史料として著名なのは「三国遺事」^卷真徳王

条。

- (14) 「三国史記」羅紀始祖即位紀・「三国遺事」卷一新羅始祖条。

- (15) 六部については、末松保和「新羅六部考」(前掲書)参照。

- (16) 「三国史記」は訥祗智証に、「三国遺事」は奈勿智證に麻立干号を附す。尚、王号四種中、尼師今、麻立干は史実であろうが、実際には併用されたものであろう。

- (17) 末松保和氏は沙喙部、即ち、沙伐国(尚州)の服属を、三十七年の前秦への朝貢・楽浪・帶方二郡の滅亡を考慮して、四世紀に求めている。(前掲書)

- (18) 支那では、秦代に舍人があったと云い(「事物紀原」)、「隋・唐代には中書省等に、舍人・某舍人の如き官職が見えるが(「杜氏通典」卷二「職官・中書省項等」)、「隋書」卷二六・志第二一・百官上は「梁武受命之初。官班多同宋齊之舊。」と云い、「置官属。有長史。行参军。舍人等」と記す。亦、「三国史記」は卷四八夷傳の如き、真平王代に上舍人・下舍人の職名を伝える。この舍人に官職名への影響ありと見る。尚、*na-mar* の *na* は、生・出を意味する。

- (19) 例えば、「日本書紀」白雉四年五月条。

- (20) 「日本書紀」崇峻天皇四年十一月条・推古天皇五年十一月条・同三十一年是歳条等。

- (21) 今西龍「新羅官位号考」(前掲書)・井上秀雄「新羅政

新羅官位制度(上)(三池)

治体制の変遷過程」(「古代史講座」四P204)参照。

- (22) 烏知が大鳥・小鳥に分化したことは、「三国史記」職官志下高句麗人位条によっても窺える。

- (23) 爰に、代表的なものとして、「三国志」魏書高句麗伝・「隋書」高麗伝・「新唐書」高麗伝・「翰苑」所引「高麗記」を挙げておく。

- (24) 「日本書紀」天武天皇十四年正月条・「令義解」官位令。

- (25) 「三国史記」職官志下。尚、自位は他に見えない。高句麗に於いても、新しい官位名であろう。同書によれば、第九先人・第十自位である。

「追記」卿の相当京位について。職官志は各官司の卿の相当京位を、殆ど兵部大監に同じとする。然るに、兵部大監の相当京位は「位自□□至阿漉為之。」と、判読出来ない。村上四郎「新羅職官表」(「和歌山大学々芸学部紀要」所収)は欠字部分を一吉漉としているが、筆者は、大官大監・隊大監(武官)の相当京位(奈麻々阿漉)・執筆省侍郎・四天王寺成典上堂の相当京位(奈麻々阿漉)により、奈麻に当てる。